

## 牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定に当たっての 基本的対応方針

### 1 趣旨

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラを給与された牛の肉の暫定規制値超過例が各地で確認されている。

これらの牛の生産県において、食用に出荷される牛の肉について全頭検査及び全戸検査（県域の一部を対象とするものを含む。）が検討されていることから、その基本的対応方針をとりまとめた。

なお、食品の安全確保は生産から消費までの食品供給行程の各段階で適切な措置をとる必要があり、適切な飼養管理（非汚染飼料の給与等）が確認される場合には、全頭検査体制は見直すことが可能である。

注 平成 13 年 10 月に開始した食用に処理される牛の B S E 全頭検査については、当時欧州連合が先行して 30 ヶ月齢超の牛の全頭検査を実施しており、以下の点が異なる。

- ①汚染肉骨粉を給与された牛が特定できなかった。
- ②約 90 検体を 5 時間で処理する検査キットの供給が可能だった。
- ③使用する検査機器の多くが汎用機器で短期間に大量の調達が可能だった。

## 2 対象となる県の範囲

- (1) 原災法に基づく出荷制限の指示を受けた県（出荷制限の解除申請の際に知事から提出される管理計画の一部）

注 自県産稲わらに汚染が認められ、かつ牛の肉の暫定規制値超過例の分布に地理的な広がりが認められた県。

- (2) 自主的に実施する県

## 3 検査体制の整備

- (1) 県はゲルマニウム半導体検出器の整備状況、牛肉以外のモニタリング検査の計画を勘案して、検査体制を確保する。

- (2) 簡易測定機器を使用する場合には、別途通知する要件に適合する簡易測定機器を使用し、実際の設置場所において正確な測定が可能である旨の検証データをとる。

- (3) 機器の確保については、国は各県の確保状況を踏まえて支援を行う。

## 4 計画出荷体制の確立

- (1) 県は出荷先のと畜場に対応する放射性物質の検査体制に応じた農家からの出荷管理、と畜場の搬入管理を行う。

(2) 県外に出荷する牛の検査について、予め受け入れ側の自治体及び関係者と協力の内容について十分協議する。

(3) 県は(1)及び(2)の実施に当たっては、事前に関係者と調整し、検査能力に応じた出荷計画を策定する。

(4) 出荷計画ができるかぎり抑制的なものとならないよう、県及び受け入れ側の自治体は、その検査能力を高めるための措置を行うこととし、国はこれに最大限支援・協力する。

注 県域の一部から出荷される牛について全頭検査を行う場合、対象となる牛は農家の出荷段階から食肉処理後、検査が終了するまでの間、区分管理するとともに、個体識別番号等により判別が可能となるよう措置すること。

## 5 その他

牛のと畜場への出荷の遅延、汚染飼料が給与された牛の肉の販売不振等により影響を受けた生産者、流通業者等に対する対策や汚染していない飼料の確保対策については、農林水産省において別途検討。